

令和4年2月14日

2023年度農学工学総合研究科入学者選抜について(予告)

農学工学総合研究科

2023年度(10月入学)農学工学総合研究科入学者選抜について、後述のとおり予告する。

記

2023年10月入学者の選抜に係る主な変更点について

2023年10月入学者選抜は、一般選抜、社会人選抜及び外国人留学生入試を廃止し、新たに秋入学者特別選抜及び外国人留学生特別入試を導入する。秋入学者特別選抜及び外国人留学生特別入試の出願資格については、下記の通りである。なお、選抜方法について、秋入学者特別選抜については従来の一般選抜と、外国人留学生特別入試については従来の外国人留学生入試と同様に実施する。

(1) 秋入学者特別選抜

次の出願資格①～⑥のいずれかに該当する者

- ① 修士の学位又は専門職学位を2023年4月から2023年9月までに取得又は取得見込みの者
- ② 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を 2023年4月から2023年9月までに取得又は取得見込みの者
- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を 2023年4月から2023年9月までに取得又は取得見込みの者
- ④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を 2023年4月から2023年9月までに取得又は取得見込みの者
- ⑤ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を 2023年4月から2023年9月までに取得又は取得見込みの者
- ⑥ 外国の学校、学校教育法施行規則第156条第3号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第十六条の二に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると 2023年4月から2023年9月までに認められる又は認められる見込みの者

(2) 外国人留学生特別入試

次の出願資格①～⑧のいずれかに該当する者で、国費外国人留学生又は外国政府派遣留学生、国際協力機構(JICA)事業プロジェクトに採用された者

- ① 修士の学位又は専門職学位を有する者及び 2023 年 9 月までに取得見込みの者
- ② 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を取得した者及び 2023 年 9 月までに取得見込みの者
- ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を取得した者及び 2023 年 9 月までに取得見込みの者
- ④ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を取得した者及び 202 年 9 月までに取得見込みの者
- ⑤ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を取得した者及び 2023 年 9 月までに取得見込みの者
- ⑥ 外国の学校、学校教育法施行規則第 156 条第 3 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第十六条の二に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者及び 2023 年 9 月までに取得見込みの者
- ⑦ 文部科学大臣の指定した者
 - 1) 大学卒業後、大学、研究機関、民間企業等の研究所、その他研究開発の施設において、入学時点で 2 年以上研究に従事した者で、研究業績を証明する書類(学術論文、研究報告書、著書、特許等)により、本研究科が、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力を有すると認めた者
 - 2) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究機関、民間企業等の研究所、その他研究開発の施設において、入学時点で 2 年以上研究に従事した者で、研究業績を証明する書類(学術論文、研究報告書、著書、特許等)により、本研究科が、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力を有すると認めた者
- ⑧ 個別の入学資格審査により、本研究科が修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、2023 年 9 月末までに 24 歳に達する者

以上